

## 金沢大学生協 IC カード利用細則

### プリペイド条項

#### 第1条 (プリペイド利用方法)

- 1 IC カード保有者は、IC カード対応 POS レジスタ等を用いて現金等により入金することで、IC チップに入金額を記録することができるものとします。
- 2 IC カード保有者は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下（指定店舗）という）及び IC カード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。ただし生協組合員でない場合は、一部サービスを受けることができない場合があります。
- 3 生協が指定した金額を原則として生協指定の金融機関口座への振込をもって申請することによって入金する場合、入金限度額を超え、一度に入金できない金額は、未受取 IC プリペイドとして生協でお預かりすることとします。未受取 IC プリペイドの金額は、利用等で残高が入金限度額以下となった時に入金することとします。

#### 第2条 (プリペイド利用の限度額・手数料等)

- 1 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを IC カード保有者に通知するものとします。
- 2 IC カード保有者のプリペイド利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

#### 第3条 (プリペイドが利用できない場合)

IC カード保有者は、次の場合カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用することができない場合
- ②指定店舗がカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合
- ③臨時販売所等で、POS レジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

#### 第4条 (プリペイドの紛失・盗難、汚損等)

- 1 カードの汚損等により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、IC カード保有者は金沢大学生協 IC カード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 IC カード保有者がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、IC カード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高は届出によりプリペイド利用停止を行った翌日の未使用残高レポートにより確定します。

- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード保有者等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、プリペイド未使用残額の保証はしないものとします。

#### **第5条（返金の禁止）**

- 1 プリペイド未使用残額の返金は、ICカード保有者の脱退等の事由によりカードの保有を停止し、大学または生協所定の手続きによってICカードを生協に提示した場合を除き行わないものとします。
- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。
- 3 プリペイド金額は卒業時までに残高を使いきることを原則としますが、卒業時に未使用残高がある場合には返金を行います。

#### **ポイント条項**

##### **第6条（ポイント利用方法）**

生協組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準で自動でICチップに入金（オートチャージ）されるかポイントチャージ券として発券されます。生協組合員はポイントチャージ券を金券として指定店舗で利用することができます。

##### **第7条（ポイントが蓄積できない場合）**

生協組合員は、次の場合、ポイントの蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用することができない場合
- ②指定店舗がポイントが蓄積されない支払方法、商品及びサービスを指定している場合
- ③臨時販売所等で、POSレジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

##### **第8条（ポイントの紛失・汚損等）**

- 1 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、生協組合員はICカード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 生協組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ICカード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、当該カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。但し、卒業時にはポイント残高の返金は行わないものとします。当該未使用残高は届出によりカード利用停止を行った翌日の未使用残高レポートにより確定します。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード保有者等の故

意又は過失によるものと生協が判断した場合、ポイント未使用残高の保証はしないものとします。

## ミール機能条項

### 第9条（ミール機能の定義）

ICカードにおいて、生協が指定した期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗（以下（指定店舗）という）及びICカード対応機器で食事等を利用することができる機能をミール機能といいます。具体的には2012年3月まではミールカード機能を、2012年4月からはミールプリペイド機能をさします。

### 第10条（ミール機能の利用方法）

- 1 生協組合員が、生協が指定した金額を原則として生協が指定する金融機関口座への振込みをもって申請することにより、ICカードによるミール機能を利用することができます。
- 2 ICカードによるミール機能は申し込んだ生協組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者へ貸与または譲渡することはできません。また他人の分の購入もできないものとします。
- 3 生協組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたりの限度額の範囲内で、指定店舗及びICカード対応機器で、ミール機能による食事等を利用することができます。

### 第11条（ミール機能の利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 1 生協は、ミール機能の利用期間、1日当たりの利用限度額、ミール機能で利用できる食事等の商品の範囲、その他ミール機能の利用にあたって必要な事項を定め、これを公示するとともに必要に応じてミール機能申し込み者へ通知します。
- 2 ミール機能の申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

### 第12条（ミールプリペイド機能の利用限度額とセーフティー期間）

- 1 ミールプリペイド機能では申し込んだ利用限度額に累計利用金額が達するまで利用できません。
- 2 利用限度額から累計利用金額を引いた金額を残高といい、累計期間は4月1日から翌年の3月31日とします。利用期間を超えない場合、3月31日営業終了時の残高を4月1日へ繰り越します。
- 3 4月1日から翌年の3月31日の間に追加の申し込みがあった場合、利用限度額は追加分増額されます。
- 4 利用途中に残高不足になった場合、その日を含む2日間は1日あたりの利用限度額まで使用できます。
- 5 不足分の利用額は追加申し込みの金額で相殺し、追加申し込みのない場合は、速やかに精算するものとします。

### 第13条（ミール機能が利用できない場合）

ミール機能の利用を申し込んだ生協組合員は、次の場合にミール機能の利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①指定店舗が営業していない場合及び営業時間外の場合
- ②台風等による臨時閉店の場合を含む何らかの理由で、生協が定めた食事等の商品が提供できない場合
- ③第11条1項による生協が定めた食事等の商品以外の商品の購入及びサービスの利用の場合
- ④第10条2項に該当する禁止行為があり、生協が利用停止措置等を取った場合
- ⑤生協が定める1日あたりの利用限度額を超えた場合
- ⑥生協が定める利用期間を超えた場合
- ⑦ミールプリペイド機能で残高不足になり、追加申し込みがないまま2日経過した場合
- ⑧ICカードの紛失・汚損後も再発行申請を行っていない場合
- ⑨停電・故障等、やむを得ない事情により、端末機等が利用できない場合
- ⑩本組合から脱退し、本組合の利用ができなくなった場合

### 第14条（ミール機能の紛失・汚損）

- 1 カードの汚損等により、ミール機能の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、組合員はICカード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ICカード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、組合員がミール機能の申込者であり、当該カード機能が利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミール機能を設定するものとします。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード保有者等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、ミール機能の設定はしないものとします。
- 5 1項および2項の届出を行った場合に生じる損失についてはICカード保有者が負担するものとします。

### 第15条（返品・返金の禁止）

ミール機能を利用して購入した食事等の商品の返品・返金については、レジ操作ミスなど生協の過失による場合以外は受け付けられないものとします。

### 第16条（ミール機能の利用停止と喪失）

組合員は次のいずれかに該当した場合、生協がミール機能の利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとします。その際、組合員は未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①申し込みや届出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
- ②「ICカード規則」、「ICカード利用細則」に違反した場合

③カード面上の記載された内容を改ざんした場合

#### **第 17 条（中途退学等の場合の返金）**

- 1 ミール機能を利用する生協組合員が、ミール機能の利用期間中において中途退学、休学、留学、傷病での長期入院など（大学休暇中の帰省等を除く）の事由により 3 カ月を超える期間にわたって大学への通学ができなくなった場合は、生協は組合員からの生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミール機能申込金額からすでに利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。卒業時までに残高を使いきることを原則としますが、卒業時に未使用残高がある場合には返金を行います。
- 2 生協に起因する責任において、3 ヶ月を超える長期にわたり指定食堂等が利用できない場合も前項と同様の対応とします。
- 3 前2項以外の事由による中途解約の場合、前項の返金額から違約金として申込金額の25%（1年間では3カ月）に相当する金額を差し引いて返金するものとします。ただし、返金額が申込金額の25%の金額に満たない場合返金はありません。また、学生組合員の場合、この中途解約を申し出た組合員は事前に保護者の「解約の了承」を得ることを条件とします。ミール機能の利用を申し込む生協組合員は、前項以外の場合における未保有期間分の返金が一切行なわれないことをあらかじめ承諾するものとします。

#### **第 18 条（仮カードの発行）**

生協組合員は、ミール機能利用期間中に再発行等により IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。仮カードの発行を受ける際はあらかじめ生協所定額を預託していただく場合があります。

#### **第 19 条（仮カードの返却）**

仮カード保有者である生協組合員が IC カードを入手した場合、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を預かった場合は返却します。

#### **第 20 条（仮カードの残額移行）**

仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のプリペイド残高、ポイント残高、ミール機能設定を IC カードに移行することができます。

補則

#### **第 21 条（解釈等）**

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、生協理事会が決定します。

#### **第 22 条（本細則の変更・廃止）**

- 1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。
- 2 前項の場合、当組合は、本細則を変更・廃止する旨、変更後の本規約の内容及び変更・

廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

① 店舗での掲示

② Web サイトへの掲示

3 本細則の変更・廃止は、本組合の理事会の議決によります。

(附則) この規則は2010年2月1日より施行する。

(附則) この規則は2011年3月23日より施行する。

(附則) この規則は2012年2月10日より施行する。

(附則) この規則は2014年1月30日より施行する。

(附則) この規則は2020年4月1日より施行する。

※規則・細則は金大生協のホームページに最新情報を掲載しますので、ご確認ください。